

## 市営住宅における家賃債務保証制度の導入について

### 1 導入の趣旨

本市の市営住宅に入居する場合には、現在自然人の連帯保証人を選任していただく必要がある。近年、身寄りのない単身高齢者等が増加するなどの社会情勢の変化により、連帯保証人を確保することが難しくなってきたり、このことを要因として入居を断念している方が少なからずいることから、このような方が円滑に入居できるようにすること、また、市においても市営住宅使用料等の適正な徴収に資することができることから、青森市長が指定する業者が有償で保証を行う「家賃債務保証制度」の利用を可能にするもの。

### 2 保証内容

#### (1) 保証料

4 万円（定額）（更新なしの一括払い）

※入居（希望）者が直接家賃債務保証業者と契約し保証料を支払う

#### (2) 保証期間

家賃債務保証業者との契約日から退去するまでの家賃及び原状回復費等

#### (3) 保証範囲

市営住宅使用料、市営住宅駐車場使用料の月額使用料の 8 ヶ月分まで

原状回復費、残置物撤去・処分費については合算して 15 万円まで

※家賃債務保証業者が入居者に代わって弁済し、家賃債務保証業者から入居者へ請求する

#### (4) 保証業者

市が指定する家賃債務保証業者については、現在申し込みのあった者について内容審査中

#### (5) 周知方法

家賃債務保証業者が決まり次第、市ホームページや市営住宅補充入居者募集のしおり等により行う

### 3 対象及び開始時期

- ・令和 7 年 4 月 1 日以降に新たに市営住宅に入居する方
- ・すでに入居している方については、令和 7 年 4 月 1 日以降に連帯保証人を変更する方